



人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」について

浜松市人事委員会は、下記のとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告を行います。
つきましては、当日の取材方よろしくをお願いします。

記

1 日時・会場

月 日	時 間	報告・勧告先	会 場
10月2日（木）	8：45～	市 長	秘書課応接室
	9：05～	市議会議長	議会応接室

※上記の日時で報告・勧告を行う会場への入室及び写真撮影をお願いします。

2 内容

浜松市人事委員会（村越啓悦委員長）から、市長及び市議会議長へ「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」を行います。

3 その他

（1）勧告書等の掲載について

市長及び市議会議長への「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」後、
午前10時頃までに、市公式ホームページへ内容を掲載します。

《掲載場所》

[市公式ホームページトップ](#) → [市政](#) → [施策・計画](#) → [人事・給与](#)
→ [職員の給与等に関する報告及び勧告（人事委員会）](#)
→ [勧告文 令和7年度（令和7年10月2日勧告） 内](#)

（2）問合せについて

勧告実施後の報告及び勧告の内容に関するお問合せは、当日の午前10時
30分以降、人事委員会事務局（TEL 457-2202）へお願いします。

※ 人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立・公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を議会及び市長に提出し、あわせて、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び市長に勧告することとなっています。

